

地域産学官共同研究拠点整備事業
公募要領

平成 21 年 7 月 30 日

独立行政法人科学技術振興機構

<目次>

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2. 選定の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
3. 提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
4. スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
5. 選定後の予定・・・・・・・・・・・・・・・P.7

【提案書・様式】

- 様式1：地域産学官共同研究拠点整備事業への提案について【鏡紙】・P.9
- 様式2：地域産学官共同研究拠点 整備構想・・・・・・・・P.10
- 様式3：地域産学官共同研究拠点の具体的な構想内容・・・・P.11
- 様式4：施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P.17
- 様式5：研究設備の内容・・・・・・・・・・・・P.18

- <別添> 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P.19

1. 基本方針

本公募要領は、「地域産学官共同研究拠点整備事業」（以下、「本事業」という。）を実行するに当たり、地域から提案をいただくためのものです。

本事業の実施を担う独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に設置された「産学官イノベーション創出拠点推進委員会」は、「地域産学官共同研究拠点整備事業 基本方針」（以下、「基本方針」という。）（別添）をとりまとめましたが、本公募要領はこの基本方針に基づいて策定しています。

基本方針で公募に直接関係するところは、次の通りです。

（1）本事業の意義

総合科学技術会議は、平成 20 年 5 月に示した「科学技術による地域活性化戦略」の中で、地域における産学官連携の科学技術の振興による地域経済の活性化を図るためには、国は地域主体の取組みを支援するための基盤整備に取り組むことが重要であるとしている。現在まで地域における産学官連携の取組みについては、様々な施策が講じられてきているが、地域の特徴を活かした地域自身の構想・計画に基づいた産学官連携の拠点の活動という面では必ずしも十分でないとも指摘されており、これを本事業により我が国全体で取り組むことには大きな意義がある。

このような意味で本事業の根幹は、あくまで地域における自主的な産学官連携の活動の構想・計画を基本とし、そのための拠点を整備することにある。

これにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図り、地域が直面している経済等の困難を打破する一助となることが期待される。

（2）本事業の拠点の活動

本事業の拠点においては、地域における強固な産学官連携のシステムの下で、例えば次に示すような産学官連携の共同研究や人材育成などの機能を含めた構想が期待される。

① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施

- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 装置等の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学官連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

(3) 本事業の基本骨格

(イ) 地域の主体性

本事業は、地域の自治体、大学等の教育・研究機関（高等専門学校を含む。以下、「大学等」という。）と産業界が密接に連携して、地域の特徴を活かした産学官連携の活動とその拠点の構想・計画を作ることが基点である。地域の強みをさらに伸ばす産学官連携の活動の成果が地域の数年後、10年後、20年後さらにはその後の発展に結びついていくような拠点を継続的に活用していくビジネスモデルとしての計画を組み立てることが必要である。この際、地域において従来から様々な形で検討されてきた産学官連携の活動のアイデアを本事業によって実現するという取組みも重要である。

また、そのための真摯な検討も地域の将来を見据える上で重要であり、さらには拠点運営の段階においても、このような検討は継続していくことが期待される。

なお、本事業の地域としては、基本的には、都道府県の単位が想定されるが、近隣の都道府県が連携する広域圏の取組みにも大きな意義がある。

(ロ) 地域と JST の共同事業

本事業は地域の構想・計画を基本とした地域と JST の共同事業として進められるものである。

地域は、構想・計画の策定に加え、

- ① 拠点を整備するための土地を提供すること

② 経費を含め拠点運用する主体となること
に責任を有する。

また、JST は、

① 拠点の建物の建設（設計を含む）と研究設備の整備を行うこと
② 建物を所有すること
について責任を有する。

(ハ) 拠点整備の形態

本事業の拠点整備の形態は、地域における様々な状況に対応できるようにするため、

- ① 新築
- ② 増築
- ③ 合築

のいずれも可能とする。

なお、地域の拠点の構想・計画を実現する上で、既に産学官連携拠点として適当な建屋はあり、研究設備の充実強化が求められる場合には、研究設備だけに対して JST が整備することもあり得るものとする。

(ニ) 拠点整備の規模

上記(ハ)を勘案し、拠点整備の規模としては、30 億円程度を上限とし、20 数億円程度から 10 数億円程度、数億円程度までの規模のものが考えられる。本事業の全体予算（695 億円）の中で採択された地域の構想・計画に対して、これらの規模の資金を適切に割り当てることとなる。

(4) 地域の構想・計画

(イ) 地域からの提案

本事業は、真にイノベーション創出につながる地域の構想・計画を実現するため、JST が地域に対して公募を行い、本委員会とは別に設けられる審査委員会で厳正に審査した上で、推進すべきものが採択される仕組みがと

られる。

地域からの構想・提案については、次のようなことが求められる。

- ① 1つの都道府県からの1つの提案とする。その際、域内の政令指定都市とは事前に十分協議する。
- ② 近隣の都道府県が連携して1つの提案を出すことも広域の連携の観点から有意義と考えられるので、これも可能とする。その際はとりまとめを担う主体となる都道府県を特定する。
- ③ 地域からの提案は、地域の産学官連携の活動を確保する上から、都道府県知事、拠点整備と関連する大学等の長及び産業界代表者の連名によるものとする。この三者の中から、拠点の長期的・継続的運営の中心的な責任を担うという観点から、基本的には都道府県知事が代表者として特定される。ただし、地域の個別の事情により、それ以外の者が代表者として特定されることもあり得るものとする。

(ロ) 構想・計画の提案に必要な内容

地域による構想・計画の策定においては、拠点を継続的・発展的に運営していくための事業運営体制や運営資金等についての的確な計画が立てられることが肝要である。

この計画は、運営開始段階のみならず、少なくとも運営開始後10年間程度の見通しを含めたものが求められる。

本事業の趣旨に照らし、地域からの拠点の構想・計画には次のような内容が含まれる必要がある。

- ① 明確な目的があること
- ② 運営開始後の数年後及び10年後を見通した明確な目標が設定されること
- ③ 上記②の目標を達成するためのビジネスモデルとしての明確な活動計画が策定されること、また活動計画には適切なPDCAサイクルが組み込まれること
- ④ 地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけ

が明確であること

- ⑤ 拠点における活動により地域のイノベーション創出につながる明確な成果や効果が予測されること
- ⑥ 事業運営委員会の設置等により明確な事業運営主体が確立されること
- ⑦ 明確な施設の管理体制が作られること
- ⑧ 大学敷地内やその近傍又はその他拠点活動に最も適した場所における土地の提供がなされること（拠点の建物を建設する場合）
- ⑨ 運営資金面での的確な計画が立てられること
- ⑩ 活動計画に沿った明確な施設・設備の整備計画が立てられること

(ハ) 拠点の構想・計画の採択の基本

上記（ロ）の内容の地域からの提案に対して、明確な目的・目標の下に、産学官連携の活動計画による研究活動、関係人材の交流・育成等により真に地域のイノベーション創出につながっていくように持続的に発展していくとともに、本拠点の設置により地域の産学官連携と地域の経済活動が従来より大きく発展する計画であるものを採択していくことが基本となる。

(5) 地域の事業運営委員会

地域の事業運営体制については、責任ある事業運営主体の確立が前提であるが、加えて、産学官連携の事業運営方針を明確にすることが重要である。このため、上記「(4) 地域の構想・計画 (イ) 地域からの提案」の③で特定される本事業の提案の代表者が中核となり、都道府県自治体、拠点整備と関連する大学等、産業界等から構成される事業運営委員会が設置され、地域の産学官連携活動における拠点の位置づけを含めた拠点の事業運営主体の確立や事業運営方針を含めた事業運営計画が策定されることが求められる。

2. 選定の方法等

(1) 選定の方法

JST に外部有識者で構成する「産学官イノベーション創出拠点審査専門委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会において地域からの提案に対して、書類審査及びヒアリング審査を実施し、選定します。

なお、ヒアリング審査の結果、提案の内容に改善が必要であると認められたものについては、本審査委員会から改善の意見が出されます。修正提案がなされる場合には追加ヒアリングを実施します。

(2) 採択する規模の見込み

拠点整備の規模は、上記1.(3)(二)にある通り30億円程度を上限とし、①20数億円程度の規模、②10数億円程度の規模、③数億円程度までの規模が考えられますが、本事業の全体予算(695億円)を考慮すると、②10数億円程度の規模のものが標準となり最も採択数が多くなる見込みです。

3. 提出書類等

(1) 申請者は、様式1~5を作成の上、正本1部、副本30部、及び作成した電子ファイルを下記提出先まで郵送して下さい。

(2) 締切：平成21年8月20日(木) 17時 必着

(3) 提出先、問い合わせ先

独立行政法人科学技術振興機構 産学官イノベーション創出拠点推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1 JS市ヶ谷ビル5F

Tel : 03-3238-7682 Fax : 03-3238-5373

E-mail : innove@jst.go.jp

4. スケジュール

公募、審査、選定等に係るスケジュールは、次の通りです。

- (1) 公募開始……………平成 21 年 7 月 31 日(金)
- (2) 公募締切……………8 月 20 日(木)
- (3) 審査委員会による書類審査……………8 月 21 日(金)～8 月下旬頃
- (4) 審査委員会によるヒアリング審査……………8 月下旬頃
- (5) 審査委員会による追加ヒアリング審査（該当地域のみ） ……9 月中旬頃
- (6) 選定結果公表……………9 月～10 月頃

5. 選定後の予定

(1) 基本協定の締結

選定された地域の代表者の長（具体的には、応募の際の代表申請者となる組織の長）と JST の理事長の間で基本協定を締結します。

(2) 設計作業の実施

選定された拠点施設について、当該地域と協議・調整を行いつつ JST が設計を行います。また、拠点ごとの予算を配分します。

(3) 実施協定の締結

次のような要件について調整終了後に、上記（1）の地域の代表者の長と JST の理事長の間で実施協定を締結します。概ね平成 22 年 3 月までに締結する予定です。

なお、地域内参画機関間の取り決めは、実施協定締結までの間に終了して下さい。

(要件の例示)

- ① 拠点施設に関する経費（施設整備、運用）の額
- ② 用地の確保
- ③ 地域と JST の協働体制

【様式1】

平成 年 月 日

独立行政法人科学技術振興機構
理事長 北澤 宏一 殿

(代表申請者の組織名) ※
(代表者名)

(公印)

(共同申請者の組織名) ※
(代表者名)

(公印)

(共同申請者の組織名) ※
(代表者名)

(公印)

地域産学官共同研究拠点整備事業への提案について

地域産学官共同研究拠点を整備するに当たり、「地域産学官共同研究拠点 整備構
想」を様式2の通り提案する。

(※都道府県知事、拠点整備と関係する大学等の長又は産業界代表者の中から、拠点の長期的・継続的運営の中
心的な責任を担うという観点から、基本的には都道府県知事が代表者として特定され、その他の二者が共同
申請者となる。ただし、地域の個別の事情により、それ以外の者が代表申請者として特定されることもあり
得るものとする。)

【様式2】

地域産学官共同研究拠点 整備構想

1. 基本情報

拠点名	(仮称でも構いません)
提案機関	官<都道府県> (機関名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	学<中核となる大学等> (機関名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	産<中核となる経済団体> (機関名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	※任意 官<政令指定都市、等> ※都道府県との連名により提案すること。 (機関名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
協力機関	(機関名、代表者名、所在地、担当者所属・氏名、連絡先) (参画する機関を可能な限り記載して下さい。)

【様式3】

地域産学官共同研究拠点の具体的な構想内容（〇〇県）

1. 地域産学官共同研究拠点の全体構想（概要）

拠点名	[仮称でも構いません。]
設置予定地	設置予定地（大学敷地内やその近傍又はその他拠点活動に最も適した場所）を示して下さい。
主要な活動分野	医療 ・ ライフサイエンス ・ 食品 ・ ナノテク ・ ものづくり IT ・ 環境 ・ エネルギー ・ 産学官連携一般 (具体的には _____)
全体構想 (概要)	長期的な視点(今後10年程度)に立った地域産学官共同研究拠点の全体構想を簡潔にとりまとめて記載して下さい。
予算規模	必要予算額 億円 (建屋 億円 、 設備・機器 億円)

2. 目的

[地域の特徴を活かした地域産学官共同研究拠点の設置の目的を記載して下さい。]

3. 達成目標

[運営開始後数年後及び10年後を見通した目標を記載して下さい。]

4. 拠点の活動計画

上記3. の達成目標を考慮して、下記の例を参考に、拠点を継続的・発展的に活用していくビジネスモデルとしての活動計画を記載して下さい。この活動計画には、適切なPDCAサイクルが組み込まれるようにして下さい。

- ① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施
- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用機器設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 設備機器の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

5. 地域の産学官連携活動における本事業の拠点の位置づけ

地域における関連する産学官連携活動の実績を記載するとともに、本事業の拠点と地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけを記載してください。
また、地域における関連する施設の設置・稼働状況、高度技術者・コーディネーター等の現状についても可能な範囲で記載して下さい。

6. 予測される成果や効果

運営開始後数年後及び10年後を見通した本事業の活動から得られることが予測される成果や効果について、例えば、大学のシーズの育成・企業化、企業のニーズを踏まえた研究の促進、産学官の人材の交流の活性化、地域の関連人材の育成など地域のイノベーション創出につながるものを記載して下さい。

7. 拠点の事業運営体制

〔 本事業の拠点の事業運営体制に関し、産学官のそれぞれの役割と連携のあり方を都道府県自治体、拠点整備と関連する大学等、産業界等から構成される事業運営委員会の設置と運営も含めて記載して下さい。例えば、事業運営委員会については、地域全体の産学官連携活動の中で本事業の拠点の活動を位置づけることが期待されます。 〕

8. 管理体制

〔 本事業の拠点の施設・設備の活用を誰が、どのように管理するかについて具体的に記載して下さい。 〕

9. 拠点の運営資金計画

(1) 運営資金額

[運営開始時点での拠点の運営に係る資金額の見積りについて記載して下さい。]

(2) 内訳

[上記(1)の資金額の内訳について、例えば、人件費、研究費、設備維持費、光熱水費等に
分けて記載して下さい。]

(3) 資金の確保

[上記(1)の資金を産学官でどのように連携して確保するかについて記載して下さい。]

(4) 長期的・継続的な資金の確保の見通し

[運営開始後 10 年以降程度の長期的・継続的な資金の確保の見通しについて、現時点で可
能な範囲で記載して下さい。]

10. 拠点整備の形態

(1) 拠点整備の形態が、①新築、②増築、③合築のいずれかであることを記載して下さい。なお、②増築か③合築の場合は、どのような計画であることを詳細に記述して下さい。

(2) 既に産学官連携拠点として適当な建屋があり、研究設備の充実強化だけを求める計画の場合は、既存の建屋の詳細を記述して下さい。

11. 拠点の施設・設備の概要

[様式4、5に基づいて記載してください。]

【様式4】

施設の概要

1. 必要な施設の概要

(1) 施設

機能（室名）	仕様	面積
		m ²
		m ²
エントランスホール・廊下・階段・トイレ等 ※		m ²
延べ床面積		m ²

※ 延べ床面積の30%程度として下さい。

(2) その他 必要な工事

例) 駐車場 他

2. 整備費用（具体的な内訳）

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 建設工事費（附帯設備工事を含む） | 百万円 |
| (2) 外構工事費 | 百万円 |
| (3) 研究設備費（内訳を【様式5】にて提出） | 百万円 |

3. 建設予定地

(1) 建設予定地

[最寄りの交通機関等との関係が判る縮尺が明示された図を添付すること]

(2) 建設予定地の現況

[敷地全体を表す1/400程度の現況図および写真2枚を添付すること]

(3) 現在の用地所有者・提供可能な形態

所有者：

提供形態：

4. 関連法令 等

[建設・運用に当たって、特に考慮すべき関連法令等ある場合は記載してください。]

【様式5】 研究設備の内容

研究設備名	必要性	仕様	見積額(千円)	設置場所

<別添>

地域産学官共同研究拠点整備事業
基本方針

平成 21 年 7 月 30 日

産学官イノベーション創出拠点推進委員会

<目 次>

1.	はじめに	P. 21
2.	本事業の意義	P. 21
3.	本事業の拠点の活動	P. 22
4.	本事業の基本骨格	P. 22
5.	地域の構想・計画	P. 24
6.	拠点の運営	P. 26
7.	地域拠点ネットワークの構築	P. 26
8.	府省を越えた国の連携	P. 27
9.	むすび	P. 27

参考資料 1 : 産学官イノベーション創出拠点推進委員会の開催経緯 P. 28

参考資料 2 : 産学官イノベーション創出拠点推進委員会 委員名簿 P. 29

1. はじめに

「地域産学官共同研究拠点整備事業」（以下、「本事業」という。）は、経済対策として、地域産学官連携の取組みを加速するため、平成 21 年度の補正予算として認められたものである。

本事業を担う独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に設置された産学官イノベーション創出拠点推進委員会（以下、「本委員会」という。）は、本事業が効果的、効率的に推進され、真に地域のイノベーション創出につながるものになるように本基本方針を策定した。

2. 本事業の意義

政府は平成 20 年 12 月に改訂した「地方再生戦略」（地域活性化総合本部会合）において、地方再生に向けて地域と大学等の連携等を通じ、地域での産学官連携を推進することを重要な取組みとしている。

また、総合科学技術会議は、平成 20 年 5 月に示した「科学技術による地域活性化戦略」の中で、地域における産学官連携の科学技術の振興による地域経済の活性化を図るためには、国は地域主体の取組みを支援するための基盤整備に取り組むことが重要であるとしている。現在まで地域における産学官連携の取組みについては、様々な施策が講じられてきているが、地域の特徴を活かした地域自身の構想・計画に基づいた産学官連携の拠点の活動という面では必ずしも十分でないとも指摘されており、これを本事業により我が国全体で取り組むことには大きな意義がある。

このような意味で本事業の根幹は、あくまで地域における自主的な産学官連携の活動の構想・計画を基本とし、そのための拠点を整備することにある。

これにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図り、地域が直面している経済等の困難を打破する一助となることが期待される。

3. 本事業の拠点の活動

本事業は、地域における産学官連携の総合的な取組みを加速することにより、地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するとともに、地域における関連人材の育成や研究成果の企業への展開を図ることを目指すものである。

本事業の拠点においては、地域における強固な産学官連携のシステムの下で、例えば次に示すような産学官連携の共同研究や人材育成などの機能を含めた構想が期待される。

- ① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施
- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 装置等の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学官連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

4. 本事業の基本骨格

(1) 地域の主体性

本事業は、地域の自治体、大学等の教育・研究機関（高等専門学校を含む。以下、「大学等」という。）と産業界が密接に連携して、地域の特徴を活かした産学官連携の活動とその拠点の構想・計画を作ることが基点である。地域の強みをさらに伸ばす産学官連携の活動の成果が地域の数年後、10年後、20年後さらにはその後の発展に結びついていくような拠点を継続的に活用していくビジネスモデルとしての計画を組み立てることが必要である。この際、地域において従来から様々な形で検討されてきた産学官連携の活動のアイデアを本事業によって実現するという取組みも重要である。

また、そのための真摯な検討も地域の将来を見据える上で重要であり、さら

には拠点運営の段階においても、このような検討は継続していくことが期待される。

なお、本事業の地域としては、基本的には、都道府県の単位が想定されるが、近隣の都道府県が連携する広域圏の取組みにも大きな意義がある。

(2) 地域と JST の共同事業

本事業は地域の構想・計画を基本とした地域と JST の共同事業として進められるものである。

地域は、構想・計画の策定に加え、

- ① 拠点を整備するための土地を提供すること
- ② 経費を含め拠点を運用する主体となること

に責任を有する。

また、JST は、

- ① 拠点の建物の建設（設計を含む）と研究設備の整備を行うこと
- ② 建物を所有すること

について責任を有する。

(3) 拠点整備の形態

本事業の拠点整備の形態は、地域における様々な状況に対応できるようにするため、

- ① 新築
- ② 増築
- ③ 合築

のいずれも可能とする。

なお、地域の拠点の構想・計画を実現する上で、既に産学官連携拠点として適当な建屋はあり、研究設備の充実強化が求められる場合には、研究設備だけに対して JST が整備することもあり得るものとする。

(4) 拠点整備の規模

上記(3)を勘案し、拠点整備の規模としては、30億円程度を上限とし、20数億円程度から10数億円程度、数億円程度までの規模のものが考えられる。本事業の全体予算(695億円)の中で採択された地域の構想・計画に対して、これらの規模の資金を適切に割り当てることとなる。

5. 地域の構想・計画

(1) 地域からの提案

本事業は、真にイノベーション創出につながる地域の構想・計画を実現するため、JSTが地域に対して公募を行い、本委員会とは別に設けられる審査委員会で厳正に審査した上で、推進すべきものが採択される仕組みがとられる。

地域からの構想・提案については、次のようなことが求められる。

- ① 1つの都道府県からの1つの提案とする。その際、域内の政令指定都市とは事前に十分協議する。
- ② 近隣の都道府県が連携して1つの提案を出すことも広域の連携の観点から有意義と考えられるので、これも可能とする。その際はとりまとめを担う主体となる都道府県を特定する。
- ③ 地域からの提案は、地域の産学官連携の活動を確保する上から、都道府県知事、拠点整備と関連する大学等の長及び産業界代表者の連名によるものとする。この三者の中から、拠点の長期的・継続的運営の中心的な責任を担うという観点から、基本的には都道府県知事が代表者として特定される。ただし、地域の個別の事情により、それ以外の者が代表者として特定されることもあり得るものとする。

(2) 構想・計画の提案に必要な内容

地域による構想・計画の策定においては、拠点を継続的・発展的に運営していくための事業運営体制や運営資金等についての的確な計画が立てられることが肝要である。

この計画は、運営開始段階のみならず、少なくとも運営開始後 10 年間程度の見通しを含めたものが求められる。

本事業の趣旨に照らし、地域からの拠点の構想・計画には次のような内容が含まれる必要がある。

- ① 明確な目的があること
- ② 運営開始後の数年後及び 10 年後を見通した明確な目標が設定されること
- ③ 上記②の目標を達成するためのビジネスモデルとしての明確な活動計画が策定されること、また活動計画には適切な PDCA サイクルが組み込まれること
- ④ 地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけが明確であること
- ⑤ 拠点における活動により地域のイノベーション創出につながる明確な成果や効果が予測されること
- ⑥ 事業運営委員会の設置等により明確な事業運営主体が確立されること
- ⑦ 明確な施設の管理体制が作られること
- ⑧ 大学敷地内やその近傍又はその他拠点活動に最も適した場所における土地の提供がなされること（拠点の建物を建設する場合）
- ⑨ 運営資金面での的確な計画が立てられること
- ⑩ 活動計画に沿った明確な施設・設備の整備計画が立てられること

(3) 拠点の構想・計画の採択の基本

上記(2)の内容の地域からの提案に対して、明確な目的・目標の下に、産学官連携の活動計画による研究活動、関係人材の交流・育成等により真に地域のイノベーション創出につながっていくように持続的に発展していくとともに、本拠点の設置により地域の産学官連携と地域の経済活動が従来より大きく発展する計画であるものを採択していくことが基本となる。

6. 拠点の運営

(1) 地域の事業運営委員会

地域の事業運営体制については、責任ある事業運営主体の確立が前提であるが、加えて、産学官連携の事業運営方針を明確にすることが重要である。このため、上記「5. 地域の構想・計画（1）地域からの提案」の③で特定される本事業の提案の代表者が中核となり、都道府県自治体、拠点整備と関連する大学等、産業界等から構成される事業運営委員会が設置され、地域の産学官連携活動における拠点の位置づけを含めた拠点の事業運営主体の確立や事業運営方針を含めた事業運営計画が策定されることが求められる。

(2) 地域を越えた連携

本拠点は、当該地域における産学官連携が基本ではあるが、活動をより活性化するために地域を越えた連携も求められることがある。そのような場合には、地域自身による努力のみならず、下記7. に示す地域拠点ネットワークを核として、国やJSTが積極的に支援することも重要である。

(3) 拠点の運営のフォローアップ

本委員会は、拠点の運営開始後も適宜その運営状況を把握し、地域やJSTのみならず、国に対しても必要な助言や提言を行っていくものとする。それを受け、地域、JST又は国は、本事業の発展のために適切な対応をしていくことが求められる。

7. 地域拠点ネットワークの構築

本事業が全国規模で実施されるものであることから、産学官連携活動全般の活動を一層強化するため、本事業による地域の産学官連携の拠点を中核とした地域拠点ネットワークを構築することにより、

- ① 地域を越えた連携の推進を図ること

② 様々な地域産学官連携データベースの構築とその活用による活性化を図ること

③ 最新の関連情報の交換が日本全国の間でなされること

などを推進していくことが求められる。

地域拠点ネットワークの構築に当たっては、まず地域内においてネットワークを構築することが重要である。

また、このネットワークは、国や JST と地域が協力して構築していくべきものである。

8. 府省を越えた国の連携

本事業は JST の事業であるが、産学官連携を推進する文部科学省、経済産業省等が府省を越えて連携して取り組んでいくべきものである。

国は科学技術による地域活性化を推進していく際、本事業の拠点やその拠点を核とした地域拠点ネットワークの活用を視野に入れて産学官連携事業に取り組むべきである。

9. むすび

本事業が真に地域のイノベーション創出につながるものとなるためには、地域の主体的な取組みを基礎として、文部科学省、経済産業省等の各省や JST 等の関係法人が地域と密接な連携をとり、我が国全体としての地域の産学官連携の強固なネットワークの中で、拠点活動が持続的に発展していくことが必要である。そのための関係各者の真剣な取組みにより、我が国の発展につながる科学技術を駆動力とした地域の経済活性化を図っていかなければならない。

○ 産学官イノベーション創出拠点推進委員会の開催日

第 1 回：平成 21 年 6 月 18 日（木）

第 2 回：平成 21 年 7 月 8 日（水）

第 3 回：平成 21 年 7 月 30 日（木）

○ 産学官イノベーション創出拠点推進委員会 委員名簿

氏名	所属先
有馬 朗人(委員長)	(財)日本科学技術振興財団会長
麻生 渡	福岡県知事
井村 裕夫	(財)先端医療振興財団理事長
宇佐美 暢子	北海道新聞社東京支社長
占部 浩一郎	(独)中小企業基盤整備機構理事
遠藤 正彦	弘前大学学長
梶山 千里	(独)日本学生支援機構理事長
木瀬 照雄	TOTO 株式会社代表取締役会長(兼)取締役会議長
古谷 堯彦	大分合同新聞社常務取締役
近藤 正幸	横浜国立大学大学院教授
齊藤 紀彦	(財)大阪科学技術センター会長
佐久間 健人	高知工科大学学長
高橋 はるみ	北海道知事
筒井 宣政	株式会社東海メディカルプロダクツ代表取締役
中島 基善	ナカシマプロペラ株式会社代表取締役社長
西川 一誠	福井県知事
林 勇二郎	(独)国立高等専門学校機構理事長
原山 優子	東北大学大学院教授
本目 精吾	日本商工会議所産業経済委員会委員 株式会社エリオニクス代表取締役社長
松井 利夫	株式会社アルプス技研最高顧問
松浦 正則	株式会社松浦機械製作所取締役会長
松尾 稔	(財)科学技術交流財団理事長
宮城 勉	日本商工会議所常務理事
矢部 彰	(独)産業技術総合研究所理事
吉村 昇	秋田大学学長